

北上市告示乙第45号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料及び夜間照明使用料の徴収及び収納事務

- (1) 笠松小学校
- (2) 和賀西小学校
- (3) 和賀西中学校

2 受託者

北上市和賀町堅川目1地割1番地13

和賀地区自治協議会

会長 小原茂幸

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで